

## 『FIS給与計算システム』をご利用のお客様へ (令和2年 12月 税制改正に伴うシステムの変更内容のご案内)

株式会社 会計情報システム

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。  
日頃、『FIS給与計算システム』をご利用頂きまして誠にありがとうございます。  
下記の件につきまして、ご確認頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

### 変更点①

【令和2年の年末調整より、ひとり親控除の追加、及び寡婦控除の内容が改正されました。】

令和2年の年末調整より、未婚のひとり親に対する税制上の措置としまして、所得者がひとり親である場合、ひとり親控除として、その人のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から35万円を控除することとされました。

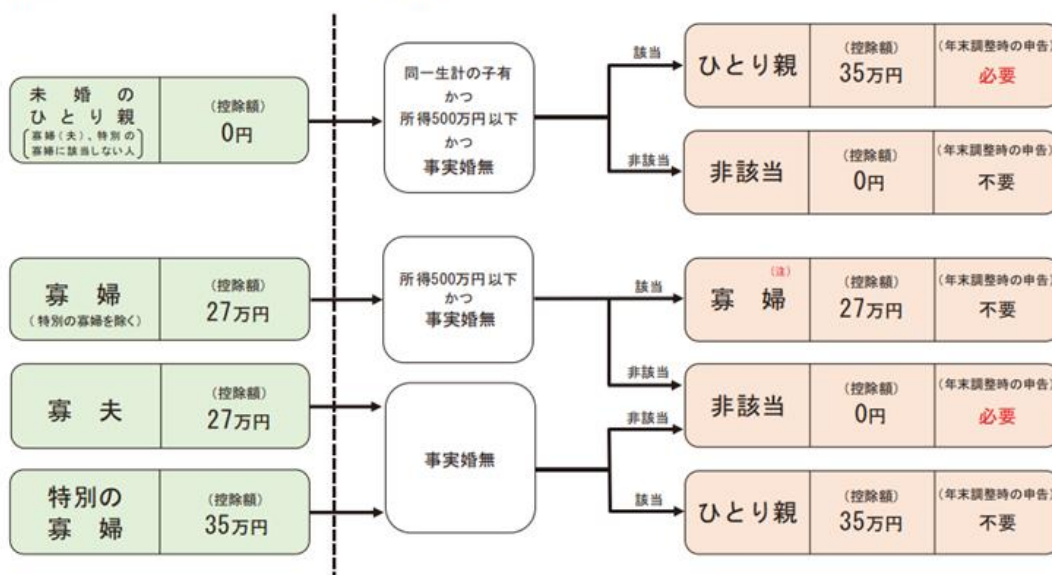
こちらの改正に伴いまして、システムでは職員情報 所得税にありますが本人の所得税情報に「ひとり親」を追加いたしました。

寡婦、特別の寡婦に該当する職員の方がいる場合には、こちらの情報の見直しを行う必要があります。  
※要件の詳細につきましては、国税庁「年末調整のしかた」などをご参照ください。

### 【改正前後の控除に係る適用判定のフロー図】

〔改正前〕

〔改正後〕



(注) 改正前の「寡婦(特別の寡婦を除く)」に該当する人が、上記適用判定の結果、「寡婦」に該当する場合において、その人と生計を一にする子を有するときは、「ひとり親」(控除額：35万円)に該当し、年末調整の際にその異動内容について申告する必要があります。

## 変更点②

【職員情報に前職情報を登録するメニューを設けました。】

新機能としまして、年途中で雇用された方で、前職情報を年末調整の計算に含める際、支払者名、支給金額などを登録するためのメニューを職員情報に設けました。

こちらで登録した情報は、源泉徴収票及び給与支払報告書の摘要欄に記載されます。

The screenshot shows the '前職情報' (Previous Job Information) registration screen on the left and a sample '令和2年分給与所得の源泉徴収票' (Source Tax Deduction Statement for FY2020) on the right. The registration screen has a red box around the '前職情報' section, which includes fields for '支払者名' (Payment Name), '所在地' (Address), '退職年月日' (Resignation Date), '給与等の金額' (Amount of Salary), '徴収税額' (Tax Amount), and '社会保険料' (Social Insurance Premium). The '前職情報' menu item is circled in red. The tax statement shows a table with columns for '種別' (Category), '支払金額' (Payment Amount), and '所得控除の合計額' (Total Deduction from Income). The '給与賞与' (Salary and Bonus) row shows a total of 4,019,877 yen. The '源泉徴収税額' (Source Tax Deduction Amount) is 365 yen. The '社会保険料等の金額' (Amount of Social Insurance Premiums, etc.) is 551 yen. The '住宅借入金等特別控除の額' (Special Allowance for Mortgage Interest, etc.) is 69 yen. The total '源泉徴収税額' (Source Tax Deduction Amount) is 550 yen.

前職が二箇所以上でお勤めの場合は、上記の金額欄には合計金額を入力してください。

支払者の情報については、一方の情報をこちらで登録しまして、もう一社の情報は所得税 摘要欄へ入力いただくことになります。※或いはExcel保存した後に編集していただくといった方法でも可能。

## 変更点③

【年末調整入力画面に、「前職情報からの金額読み込み」ボタンを追加しました。】

変更点②で紹介しました、前職情報で登録した前職の給与等の金額、徴収税額、社会保険料について、年末調整入力の「前職及び調整等」に金額を持ってくる機能が追加されました。

The screenshot shows the '前職及び調整等' (Previous Job and Adjustments) input screen. It has fields for '課税支給' (Taxable Salary) with a value of 500,000, '社会保険料' (Social Insurance Premium) with a value of 1,500, and '算出年税額' (Calculated Annual Tax Amount) with a value of 3,000. The '前職情報から読み込み' (Load from Previous Job Information) button is circled in red.

- 年末調整の際、前職の給与の情報がある場合には、
  - ①職員情報-前職情報で情報を入力します。
  - ②年末調整入力-前職及び調整等「前職情報からの読み込み」を実行します。

以上の手順で作業を行うようにしてください。

#### 変更点④

【職員情報に、所得金額調整控除の要件に関する、該当の有無の設定メニューを設けました。】  
今回の税制改正により、収入が850万円超の方で一定の要件に該当する方につきまして、  
所得金額調整控除を受けることができます。  
システムでは、職員情報-所得税メニュー内に「所得金額調整控除の適用」のチェックボックスを  
追加しております。  
該当する方がいる場合には、そちらにチェックを入れた上で年末調整計算処理を行ってください。

#### <要件について>

給与の収入金額が850万円を超えていて、本人が特別障害者に該当するか、  
特別障害者である同一生計配偶者、若しくは特別障害者である扶養親族を有する場合。

※その他、詳細につきましては国税庁の資料などをご参照ください。

年間の給与収入が850万円超の場合、所得金額調整控除の適用にチェックを入れた上で、  
年末調整計算処理を行います。

年末調整入力画面内、「所得金額調整控除」の適用有無が表示されます。

ご不明な点等ございましたらサポートまでお問い合わせ下さい。

電話：011-376-1987 FAX：011-376-1988

Email：[support@fiscom.co.jp](mailto:support@fiscom.co.jp)